高等学校等就学支援金に関するお知らせ(令和7年7月~)

龍谷富山高等学校

以下の期間内に、高等学校等就学支援金及び、臨時支援金の申請を行ってください。

申請期間 令和7年7月8日(火)から令和7年7月15日(火)

申請期間を経過した場合、7月分の就学支援金の支給が行えない可能性がありますので、ご注 意ください。

各手続に必要なマニュアル等を本校ホームページ内の「就学支援金に関するお知らせ」に記載 しておりますので、ご利用ください。

全員の方へご案内しております。行き違いで既にご対応いただいている場合は、ご容赦くださ い。

尚、下記<mark>手続き2</mark>を終えられましたら、手続き3へは、画面を閉じたりせずに、続けて「臨時 支援金申請」の手続きを済ませてください。就学支援金の申請完了画面を閉じてしまった場合、 「臨時支援金申請」の登録はできませんので、ご留意ください。

手続き1 【全員の方】

就学支援金のオンライン申請システムである e-shien(イー・シエン)の「ログイン ID 通知書」 を同封しておりますので、e-Shien にログインしてください。

手続き2

【令和7年6月時点で支援金を受給している方(認定済みの方)】

7月15日(火)までオンライン申請システム e-shien にて「継続意向登録・収入状況届出」 を行ってください。

※ 本校 HP「就学支援金に関するお知らせ」内に記載「マニュアル③継続届出編」を参照
※ 保護者情報に変更がある場合は、本校 HP「就学支援金に関するお知らせ」内に記載「マニュアル④変更手続編」を参照

【令和7年6月時点で 支援金を受給していない方(前回、意向なし又は不認定者)】

7月15日(火)までオンライン申請システム e-shien にて「意向登録・受給資格認定申請」 を行ってください。

- ※ 本校 HP「就学支援金に関するお知らせ」内に記載「マニュアル②新規申請編」を参照
- ★ 新規受給資格認定 … e-Shien にログインの上、「意向あり」を登録後、「受給資格認定申請」に進んでいただき、保護者情報等を入力してください。(課税地情報、マイナンバーの入力又は登録が必要です。)

手続き3 【臨時支援金申請(令和7年度限り)】 【全員の方】

7月15日(火)までオンライン申請システム e-shien にて「臨時支援金申請」を行ってくだ さい。

上記手続き2が完了しましたら、画面を閉じずに「臨時支援金意向登録」ボタンをクリッ クし、「臨時支援金を申請します。」を選択してください。

- ※ 本校 HP「就学支援金に関するお知らせ」内に記載「マニュアル 臨時支援金申請編」 を参照
- ※ 就学支援金に申請した結果、年収910万円以上世帯と判定された場合に「臨時支援金」 が新たに支給されます。(令和7年度限り)

ウラ面へ続きます。⇒

<2年生、3年生で、親権者又は保護者が1名のみの方へ>

学校にて、届出時点での生徒さんの親権者を確認する必要がありますので、7月15日(火)までに、 戸籍謄本、又は戸籍抄本をご提出ください。

確認が遅れますと7月分の就学支援金の支給が行えない可能性がありますので、ご注意ください。 ※ 1年生は4月に確認済みですので、今回提出の必要はありません。

(保護者に変更があった場合は速やかに本校事務室までご連絡ください。)

★ e-Shien へのアクセス https://www.e-shien.mext.go.jp/



 ★ 本校ホームページ内、「高等学校等就学支援金に関するお知らせ」に、各種マニュアル を載せておりますので、ご覧ください。
<u>龍谷富山高等学校</u>
https://ryukokutoyama.jp/

【お問合せ】

事務室 納入金係 TEL 076-441-3141 (土日祝日を除く月~金 午前8時30分~16時30分)